

電子申告・納税に税優遇の方向検討！

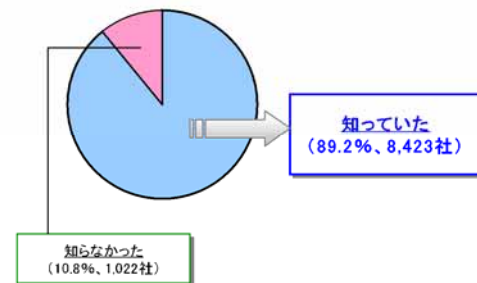
政府はインターネットで納税手続きをする「電子申告・納税」を普及させるため、電子申告の利用者に税制優遇策を導入する検討に入っています。所得税や法人税を電子納税する場合、税金から一定額を差し引く税額控除などが優遇策の候補になる見通しです。電子申告の利用者には、税金の還付にかかる期間を短くしたり、受付時間を24時間化するなどの使い勝手も改善して利用率を高め、徴税事務の効率化につなげる考えのようです。(本文はP.2)

新会社法への対応は検討していますか？

先日、弊社主催の会社法改正についてのセミナーを開催させていただきました。開催案内に対する皆様からのレスポンスは非常に多く、やはり、今回の大幅な改正に関する皆様の意識の高さが伺われました。

しかし、現実に対応済みであったり、具体的に検討しているかどうかというところはまだこれからという経営者の方が多いように思います。

会社法の認知度



注:母数は有効回答企業9,445社

このたび帝国データバンク(TDB)

が「会社法に関する企業の意識調査」の調査結果を公表しました。この調査は、会社法に対する認知度や対応の有無などについて、全国2万262社に調査を実施し、9445社から回答を得たものです。

5月1日より施行された会社法は、すべての企業に関わる大改正であり、新聞やテレビなどのメディアでも大きく取り上げられています。しかし、同調査結果によると「2006年5月1日に会社法が施行されることを知っていた」企業は89.2%。1割強の企業が「知らない」か「関係ない」と思っていたようです。

会社法への対応については「検討している(検討予定含む)」企業も46.5%ありましたが、逆に「検討していない」企業が44.4%あり、特に中小企業では「検討していない」

企業が51.5%と半数を超えています。

また、業種別に見ても金融やサービス業では「検討している」企業が多いのに対し、建設業や農林水産業では「検討していない」企業が多いなどの差が見られます。現時点においては、会社法に対する取組み姿勢に企業規模や業種による大きな温度差があるようです。

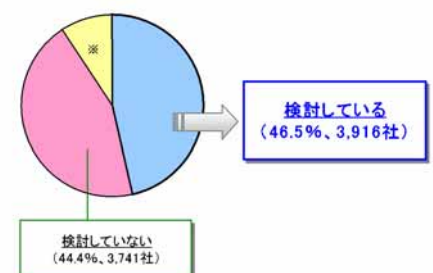
なお、同調査では会社法施行による日本経済への影響についても調査しています。その中で気になるのは、「企業増加による競争激化」についての懸念を尋ねた質問です。会社法では最低資本金制度が撤廃され、取締役一人でも設立できるなど、従来に比べて会社が設立しやすくなっています。そのため、会社乱立により企業間競争が激化したり、業界内の信用不安が生じるのではないかと不安視する声があります。

しかし、同調査結果において「懸念は大きい」とした企業は7.1%で、「懸念は小さい」とした企業の59.2%を大きく下回っており、競争相手としては認識していなようです。

CONTENTS

- 電子申告・納税に税優遇の方向検討！…P.1
- 新会社法への対応は検討していますか？…P.1
- 電子申告・納税の促進策！税優遇の方向へ…P.2
- 管理会計って何だろう？…P.3
- 年次有給休暇の取得と給料計算…P.4
- まもなく社会保険報酬月額算定基礎届の提出時期です！…P.5
- 金利上昇で利回り低下する不動産投資信託(REIT)…P.6
- 6月度の税務スケジュール…P.7
- 今月の名言録…P.8
- 無料相談会実施中！…P.8

会社法への対応について



注1:※は「分からない」(9.1%, 766社)
注2:母数は会社法施行を「知っていた」と回答した企業8,423社

電子申告・納税の促進策！税優遇の方向へ

「電子申告・納税」は個人や法人の納税者が税務署に足を運ばずに自宅や会社のパソコンで確定申告をし、ネット銀行などを通じて実際の税金を納める仕組みです。05年度の電子申告の実績は、約11万2千件で前年度に比べて倍増したものの、申告全体に占める割合は0.4%程度にとどまっております、このままでは、「2010年度に50%」という政府目標の達成は難しい状況です。



電子納税を利用する場合、住民基本台帳カードや電子納税証明書の取得が必要で、ICカード読み取り機の購入に数千円の費用もかかります。したがって、手続きの煩雑さや費用の面から二の足を踏む納税者も多いのが現状です。消費税の免税点引き下げなどで申告件数が増える中で、5万6千人の税務職員を税務調査官などに配置するためにも電子申告を普及させて納税者の利便性を高めることが欠かせないと判断しているようです。

政府は電子納税をした場合に一定の税額を控除する方式やカード読み取り機の購入をはじめ必要経費を課税所得から差し引ける措置などを検討しているようです。諸外国では、韓国が1万～2万ウォン(約1200円～2400円)、フランスが20ユーロ

(約2900円)の税額控除を導入し、電子納税を普及させるきっかけとなっており、政府内では、「数千円の税額控除でも導入すれば普及を促す効果がある」との見方が出ています。

税優遇による利用促進策には「パソコンを使えない高齢者が対象外になる」という意見など税の公平性の観点から問題視する声もあり、税制優遇が難しい場合には財政面での支援を検討することです。今夏までに詳細を詰め、国税庁が07年度の税制改正要望か予算の概算要求に盛り込む方向です。

また、制度の使い勝手も見直す方向であり、来年の確定申告時期から、電子納税の受付時間を現在の午前9時～午後11時(平日)を見直し、24時間にしようです。領収書などの添付書類についても、電子送信や税理士に申告を依頼した場合には、不要とするなどの案もあるようですが、いずれにしても、どれだけ利便性を向上できるかがポイントになると思います。

当事務所でも、電子申告をご希望されるお客様については積極的に対応して参りますので、ご相談ください。

(参考:日本経済新聞 H18.5.8号)

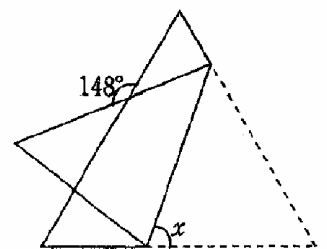


頭の体操

この問題は、弘学館中学の入試問題の一部です。小学6年生が解く問題ですが、一度チャレンジしてみても？
回答はP.7の下部にあります

- 【1】 弘君は毎分80m、学君は毎分65mの速さで、池の周りを右回りに歩きます。孝君は左回りで同じ場所から3人同時に出発しました。孝君は出発してから20分後に弘君と出会い、それから2分後に学君と出会いました。池の周りの長さは、何mでしょうか？

- 【2】 右の図は正三角形を折り曲げたものです。Xの角度は何度でしょうか？



管理会計って何だろう？

中小企業の経営者にとって、目指すべき会社像をどのように位置づけるのかは、その経営者の考え方・捉え方、そして会社の置かれている状況によりさまざまな選択が可能となります。

ただし、その選択の幅が広いがゆえ、その方向性を誤ると、その跳ね返りが直撃するというのが中小企業の宿命といえます。

そこで、その方向性を確認するためのツールとして、管理会計というものが中小企業にとっての指針となると思われます。

「管理」という言葉の持つ意味は、なんとなく重苦く、強圧的なイメージがあります。がしかし、管理会計は決してそのような強圧的なものではなく、会社の発展にとって欠くことのできないものといえるでしょう。

大企業においては、会社に利益をもたらすことができず、会社に損害を被らせるに至れば、会社の舵取り役である取締役は、即解任という厳しい結果が突きつけられます。

ところで、中小企業においてははどうでしょう？前年と比べ、売上が減少したあるいは利益の確保ができなくなった、そういった状況に陥ったとしても、大企業の役員のように即解任という結果が求められることはありません。

しかし、そのような即効的な結果が求められない反面、業績不振に対する責任をダイレクトに受け入れざるを得ないのが、中小企業における経営者の宿命のように思えます。

そこで、この管理会計というものを、会社の未来への羅針盤として、活用してみたいかがでしょうか。

管理会計を行う上でのツール

そこで、この管理会計を行う上での重要なツールとして、下記の予算計画と実績管理のための月次報告があります。

管理会計では、会社内部において、迅速な意思決定や判断に対し、有効な情報を提供することが一番の目的です。そのためには、従来のような会計情報(財務会計という)だけでなく、これらの情報が不可欠なのです。



予算計画

通常、会社では前期までの業績を踏まえて、当期の「予算」を作成します。予算の達成は会社の1年間の進む道を大きく、売上の情報と経費の情報の2面に分け、前期までの業績を再度分析したうえで、当期の進むべき道の方向付け、つまり会社の運営の指針である「経営計画」の中心になります。

大規模な会社の多くは、事業部があり、事業部ごとにこの予算計画を行います。中小企業においては、規模に応じて、大企業のように、各事業部を分類することも可能ですし、会社全体を一つの事業体ととらえ、予算計画をたてることもできます。

月次報告

上記予算計画を作成しても、日々の取引を管理していなければ、その予算計画の検証を行うことができません。

そこで、月ごとの決算書を作成して、会社の経営状態を迅速に把握し、予算の検証を図り、会社の問題点を浮き彫りにする役割をはたすのが「月次報告」です。

月次の決算ができる、ただちに会社のトップへ、会計情報としてフィードバックされていきます。月次報告書を受け取った経営陣は、予算と実績を見比べ、新たな経営方針を策定し、新たな局面に迅速に対処することができます。

つまり、月次報告とは、迅速で正確な経営方針の決定・実行には欠くことのできないものです。一刻を争う現代の企業間の生き残り競争では、月次決算そのものの迅速化が非常に重要なカギを握るといえるでしょう。

ただ単に、急な銀行の借入のためだけに試算表の作成を行うのではなく、毎月の月次報告を行いタイムリーな報告体制ができていれば、銀行側もその事実だけで、会社への信用も大幅に獲得することができるのです。

以上のように管理会計の重要性は、さまざまな情報が轟めき合う企業間の競争社会において、非常に有用なツールとして位置づけることができます。そこで、次回においては、この管理会計の具体的な資料となりうる予算会計と、月次報告について詳細を述べてみたいと思っています。

年次有給休暇の取得と給料計算

働く方の権利として、年次有給休暇があります。(一般的には、「有給休暇」又は「年休」といわれています。ここでは、「有給休暇」という言葉で紹介します。)(労働基準法第39条)

従業員が有給休暇を取得した日については、労働の義務が免除され、基本的にはその日は自由に行動でき、さらに、有給扱いですので、お給料が発生する。つまり、「休んでもお給料がもらえる日」という日のことを、労働基準法では、年次有給休暇として制度化しています。

それでは、「休んでもお給料がもらえる」有給休暇とは、どうなったら権利が発生し、どうやって給料計算したらいいのでしょうか。

1. 正社員の場合

有給休暇は次の 及び の要件を満たせば、当然に発生します。

入社した日から6ヶ月間継続勤務していること

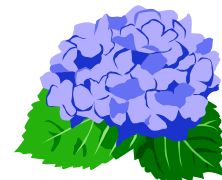
全労働日の8割以上出勤していること

以上の要件を満たした場合、入社後6ヶ月経過時点で、10日の有給休暇が発生します。

その後は、1年経過するごとに有給休暇の付与日数は、前年の日数に1日(3年6か月からは2日)加算した日数となります。

(上限は20日まで。)

従業員が有給休暇を請求した場合、原則として拒否権はありませんが、事業の正常な運営を妨げる場合は時季変更権が許されます。ただし、時季変更権を行使するには、その労働者が属している部署での業務の範囲ではなく、あくまでも「事業」という広い範囲でとらえて、有給休暇を取得することによって誰がみても正常な運営を妨げるような状態になるであろうと判断できることが必要となります。



| 勤務年数 | 6ヶ月 | 1年6ヶ月 | 2年6ヶ月 | 3年6ヶ月 | 4年6ヶ月 | 5年6ヶ月 | 6年6ヶ月以上 |
|------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 日数 | 10日 | 11日 | 12日 | 14日 | 16日 | 18日 | 20日 |

【給料計算方法】

有給休暇を取得したときの給料計算は、通常支払われる賃金を支払う必要があります。

給料のカットはせず、有給休暇をとらず通常勤務したときと同様の給料を支払う必要があります。

2. パートタイマーの場合

パートタイマーやアルバイトの方のように、1週間の労働日数が少ない方にも、支給要件を満たせば、有給休暇は発生します。ただし、正社員と同じ日数というわけではなく、労働日数により有給休暇の付与日数が決まります。具体的には下記の表の通りです。(労働日数が少ない分、有給休暇の日数も少なくなります。)

また、パートタイマーであっても、1週30時間以上勤務することを常態としている場合などは、1.の通常の有給休暇を与える必要があります。

比例付与の対象となる労働者の有給休暇付与日数

| 週の所定 労働日数 | 年間所定 労働日数 | 勤続年数 | | | | | | |
|--------------|--------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
| | | 6か月 | 1年6ヶ月 | 2年6ヶ月 | 3年6ヶ月 | 4年6ヶ月 | 5年6ヶ月 | 6年6ヶ月以上 |
| 5日 | 217日以上 | 10日 | 11日 | 12日 | 14日 | 16日 | 18日 | 20日 |
| 4日 | 169～216日 | 7日 | 8日 | 9日 | 10日 | 12日 | 13日 | 15日 |
| 3日 | 121～168日 | 5日 | 6日 | 6日 | 8日 | 9日 | 10日 | 11日 |
| 2日 | 73～120日 | 3日 | 4日 | 4日 | 5日 | 6日 | 6日 | 7日 |
| 1日 | 48～72日 | 1日 | 2日 | 2日 | 2日 | 3日 | 3日 | 3日 |

【給料計算方法】

有給休暇を取得したときの給料計算は、有給休暇を取得した日に働くべき時間分の給料を支払う必要があります。

例えば、毎日3時間勤務している時給1,000円の人が有給休暇を取得すると、有給休暇の手当を3,000円支給することとなります。

日常的に業務が忙しい状況や慢性的に人手不足の状況が続いている場合には、まず人員計画や業務計画の見直しが必要と考えられますが、そうでない場合は、忙しいときに年休を請求されないような対策が必要です。

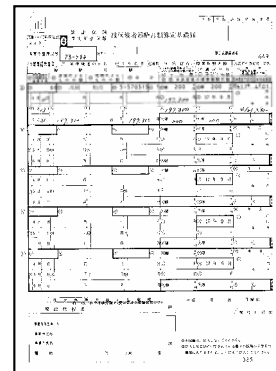
病気などの場合を除いて、年休は一定期間より前までに請求してもらうようにすることや、チーム内で年休の取り方について十分話し合っておくこと、計画的な年休取得をするための合意(労使協定)を取り付けておくことなど、労働者の理解を得ることも重要となるでしょう。

まもなく 社会保険 報酬月額算定基礎届の提出時期です！

会社が従業員を雇い入れた場合、毎年必ず行わなければならない手続きがいくつかあります。そのうちの1つが今回ご案内する報酬月額算定基礎届です。

一般的には、1年に1回昇給が行われ、給与額は毎年変動していきます。したがって、資格取得時(入社時)に決定された標準報酬月額をそのままにしておくと、実際に受けている給与の額とは大きくかけ離れたものとなってしまいます。そこで1年に1回、被保険者の標準報酬月額の見直しを図るのが「健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届」で、「定時決定」ともいい、提出期限は7月10日となっています。

なお、加入している健康保険が社会保険事務所でなく、国保組合や健康保険組合などの場合は、一部取り扱いが違います。その場合は、各組合にてご確認ください。



1. 報酬月額算定基礎届の対象者

原則として、7月1日現在被保険者である人について算定基礎届を提出する必要がありますが、次の人については、算定の対象外となります。

- その年の6月1日以降に被保険者の資格を取得した人
- その年の7月に標準報酬の随時改定が行われる人
- その年の8月・9月に標準報酬の随時改定が行われる人

2. 標準報酬月額の算定

原則として、4月、5月、6月の3ヶ月間に支払われた給与の総額を3で割った額が報酬月額となり、その額を基に標準報酬月額を決定します。但し、給与の支払いの基礎となった日数が17日未満の月は計算から除きますので、支払基礎日数が17日以上が2ヶ月の場合はその合計額を2で割った額、17日以上が1ヶ月の場合にはその1ヶ月の額を基に決定します。4月、5月、6月に支払基礎日数が17日以上が1ヶ月もない場合は、保険者(政府)が決定することになっており、従前の標準報酬月額そのまま決定します。

定時決定、随時改定、育児休業等終了時の改定において、前年までは支払基礎日数が20日以上について報酬月額を算定していましたが、平成18年7月以降、支払基礎日数が17日以上について算定することになりました。

| 報酬月額の対象となる報酬 | 報酬月額の対象とならない報酬 |
|---|--|
| 被保険者が事業主から労務の対償として受けるもの 原則として金銭、現物の別を問わず全て報酬に含む | 臨時に支給されるものや労務の対償とはいえないもの 3ヶ月を超える期間ごとに支給されるもの |
| 基本給、諸手当(残業手当、通勤手当、住宅手当、家族手当、役付手当、勤務地手当、日・宿直手当、勤務手当、能率手当、精勤手当など)、賞与(年4回以上のもの)、食事(給食・食券など)住居(社宅・寮など)衣服、または自社製品などを現物で 労務の対償として支給する場合 | 賞与等(年3回以下のもの 標準賞与額の対象)、見舞金、解雇予告手当、退職金、出張旅費、交際費、慶弔費など |

3. 支払基礎日数

月給制の場合は月の暦日数が支払基礎日数となりますが、欠勤による給与の控除が行われた場合には、暦日数から欠勤の日数を控除した日数が支払基礎日数となります。日給制、時給制の場合には、出勤日数が支払基礎日数となります。



4. 決定後の標準報酬額の適用

こうして決定された新たな標準報酬月額に基づいた保険料は、原則としてその年の9月1日から翌年の8月31日まで適用されます。したがって、新たな保険料を控除するのは9月分の給与からとなります。

5. 手続き代行サービス

当事務所では、算定基礎届の作成及び提出の手続き代行サービスを行っています。

煩雑な手続きから開放され、本業に専念いただけることと思いますので、是非ご利用ください。

なお、社保事務所での突合手続きが必要な場合は、右記料金表によらず、別途お見積もりさせていただきます。

| 人数 | 料金 |
|--------|------------|
| 1～5名 | 5,250円 |
| 6～15名 | 10,500円 |
| 16～25名 | 21,000円 |
| 26名以上 | 別途ご相談いたします |

金利上昇で利回り低下する不動産投資信託(REIT)

一般に「リート(REIT = Real Estate Investment Trust)」と呼ばれている不動産投資信託。2001年にスタートしてから4年が経ち、今日の低金利時代において高い利回りを確保できるとあって、依然高い人気を誇っています。

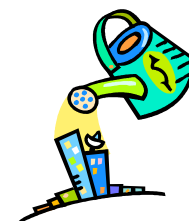
しかし、ハイリターンにはハイリスクが伴う不動産投資の世界。この高利回りの魅力の裏にはどんなリスクがあるのか少し考えてみたいと思います。

高い利回りのからくり

不動産投信は投資家から集めた資金で不動産を購入し、利益を分配する仕組みです。現在、17本の不動産投信が上場されていて、価格は30万円程度から110万円程度となっています。不動産投信の魅力は、3~4%といった高い利回りにあります。しかし、実はこの高い利回りにはあるからくりがあるのです。

不動産投資法人が資金調達をする際、投資家から資金を集める以外に、債券を発行したり金融機関から融資を受けるのが一般的となっています。この結果、投資家は少ない資金で大きな利益が得られる。これをレバレッジ(leverage/てこ)効果と呼びます。

バブル期の反省から、負債を持たない不動産投信の方がよく見えるかもしれませんが、しかし、ある程度の配当利回りがなければ不動産投信としての魅力が削がれてしまうため、あえて投資家から集める資金を減らして高い利回りを目指しているのです。



レバレッジ効果で4%の利回りが6%にアップ

例えば、1000億円の不動産を保有する不動産投信があるとします。年間の利益は40億円。全額を投資家から集めた資金で投資すれば、利回りは4% (40億円 ÷ 1000億円) の利回りとなります。

一方、レバレッジ効果を得るためには、投資家から集める資金を半額の500億とし、残りの500億円を金融機関から金利2%で借り入れると利回りはどうなるでしょうか。この場合、金融機関への利息支払いは毎年10億円 (500億円 × 2%)。この不動産投信の利益は40億円でしたので、利息10億円を差し引いた30億円が年間の利益となり、投資家に配当されます。

したがって、投資家が受け取る30億円の利回りは6% (30億円 ÷ 500億円) にも跳ね上がります。このように、利回り4%の不動産投資が、資金の50%分を借り入れることで、6%に上昇したことになりますが、これがレバレッジ効果です。

金利上昇による利回りの低下

しかし、前述のケースにおいて、市場金利が上昇して借入れ金利が2%から5%に上昇したとしましょう。その結果、借入金の利息は25億円 (500億円 × 5%) に増えるため、利息を差し引いた利益は15億円 (40億円 - 25億円) に減少し、利回りも3% (15億円 ÷ 500億円) に下落してしまうこととなります。これが不動産投信のリスクといえます。

下表から分かるとおり、現在上場されている不動産投信の多くは、借入比率を30%~50%と高くすることでレバレッジ効果を高めています。3月9日の金融政策決定会合では、日銀の量的緩和政策解除が政策合意されましたが、今後の金利上昇という趨勢では、借入比率の高い銘柄ほど利回りが低下することを理解しておきましょう。

主要な上場不動産投信の借入金比率

2006年5月29日現在

| 名称 | 時価 (円) | 予想利回り() | 借入金比率 |
|----------------------|-----------|----------|-------|
| 日本ビルファンド投資法人投資証券 | 1,140,000 | 3.12% | 49.6% |
| 日本リテールファンド投資法人投資証券 | 929,000 | 3.38% | 17.7% |
| オリックス不動産投資法人投資証券 | 788,000 | 3.84% | 31.9% |
| 日本プライムリアルティ投資法人投資証券 | 367,000 | 3.54% | 32.5% |
| 森トラスト総合リート投資法人 | 1,010,000 | 4.17% | 36.5% |
| ニューシティ・レジデンス投資法人投資証券 | 531,000 | 4.41% | 51.7% |
| 日本ロジスティクスファンド投資法人 | 871,000 | 3.48% | 0% |

() 来期の予想分配金を含む

6月度の税務スケジュール

| 内容 | 期限 |
|---|-----------------|
| 所得税の予定納税額の通知 | 通知期限:6月15日(木) |
| 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分) | 納期限:市町村の条例で定める日 |
| 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収額の納付 | 6月12日(月) |
| 4月決算法人の確定申告 | 6月30日(金) |
| 1月、4月、7月、10月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税> | 6月30日(金) |
| 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税> | 6月30日(金) |
| 10月決算法人の中間申告(半期分) | 6月30日(金) |
| 消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税> | 6月30日(金) |
| 消費税の年税額が4,800万円超の4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告<消費税・地方消費税> | 6月30日(金) |
| 健康保険・厚生年金保険賞与支払届 | 支払後5日以内 |

One Point

税制改正後も過大な役員給与は損金にできないのか？

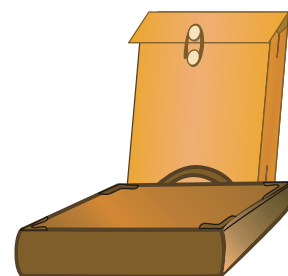
今般の税制改正においては、これまで損金に算入できなかった役員賞与の損金算入が認められるようになりました。これは、5月1日に施行された会社法において、利益処分による支給が一般的であった役員賞与について、役員報酬と同様に「職務執行の対価」として扱うとともに「発生した会計期間の費用として処理する」とされたことに伴う改正です。

この改正により、税制上は役員報酬と役員賞与が「役員給与」として一本化されることになりました。しかし、この役員給与のすべてが損金にできるようになったわけではありません。損金にできる役員給与とは、

- 1ヶ月以内の一定期間ごとに定額が支払われる給与(従来の役員報酬)
- 1ヶ月超の一定期間において定額が支払われることを所轄税務署に届出している給与(定時定額の役員賞与)
- 非同族法人が業務執行役員に利益等を基礎として支給する給与(業績連動型役員給与)、の3つです。

また、これまでと同様に「過大な役員給与」の「過大な部分」については損金算入できません。過大な役員給与とは、その役員の職務内容、その会社の収益、使用人に対する給料の状況、規模や事業が類似する他企業の状況などに照らして相当とされる額を超えた役員給与(実質基準)と、定款や株主総会等で定められた報酬限度額を超えている役員給与(形式基準)の2基準により判定します。

実務的には形式基準がある時は形式基準で、無いときには実質基準で判断することになるケースが多いようです。後者の場合、同族会社等であまり業務に携わっていない役員(配偶者や親族など)に対する役員給与は、過大と認定されやすいので注意が必要です。



P.2 頭の体操の解答

【1】 3300m 【2】 74度 どうでしたか？意外と難しいものですね！

今月の名言録

恵まれている

人間というものはまことに勝手なもので、他人をうらやみ、そねむことがあっても、自分がどんなに恵まれた境遇にあるか、ということには案外、気のつかないことが多い。だからちょっとしたことにも、すぐに不平が出るし不満を持つのだが、不平や不満の心から、よい知恵も才覚もわきそうなはずがない。そんなことから、せっかく恵まれた自分の境遇も、これを自覚しないままに、いつのまにか自分の手でこわしてしまいがちである。

恵みにたいして感謝をし、その感謝の心で生き生きと働いたならば、次々とよい知恵も生まれて、自他ともにどんなにしあわせな暮らしができることか、思えば愚かなことである。

だが恵みを知ることは、そう容易なことではない。古来の聖賢が、恵みを知れ、と幾万言を費やしてきても、実感としてこれを受け取る人はどれだけあるのだろう。頭で理解はしていても、心に直接ひびかないのである。そこに人間の弱さがある。

おたがいに修業をしよう。自分は恵まれているということを、直接、自分の心にひびかすために、日常の立居振舞に、今一度の反省を加えてみよう。

「道をひらく」(松下幸之助著、PHP社刊)

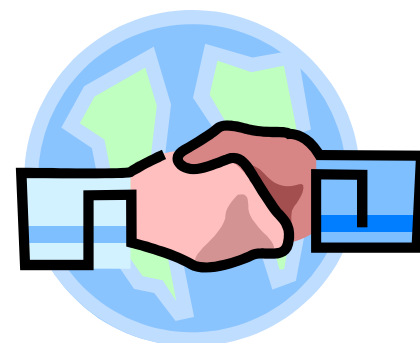
無料相談会実施中!

新しい事務所へ移転して早くも1ヶ月が過ぎてしまいました。忙しい最中での移転でしたので、まだ落ち着かないところがありますが、新しいメンバーも迎えて心機一転がんばっております。

これまでお客様の皆様に十分なフォローもできずにご迷惑をお掛けしたところもあると思いますが、今後よりレベルをあげて皆様の期待に沿えるよう取り組んでいく体制も徐々に整いつつあります。皆様からのご要望や忌憚のないご意見もお待ちしておりますので、よろしく願います。

また、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がお見えでしたら、お気軽にご相談ください。現在、無料相談会を随時開催しております。

- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など



事務所のご案内

名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル9階

TEL: 052 - 331 - 0135

052 - 331 - 0145

FAX: 052 - 331 - 0167

<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士
不動産鑑定士
社会保険労務士

浅岡 和彦
佐々木 勝己
近藤 裕美

